

環廃対発第070928001号
平成19年9月28日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について（通知）

一般廃棄物の高温による溶融固化については、1200以上の温度でダイオキシン類を分解し、その削減に有効であるとともに、廃棄物の減容化に資するものである。また、溶融固化により得られた固化物(いわゆる溶融スラグ)は路盤材やコンクリート用溶融スラグ骨材などに利用することも可能であり、この場合には、最終処分場の延命化に一層効果的である。

一般廃棄物の溶融固化については、今後、さらにその実施を促進する必要があるが、とりわけ、溶融固化物の有効かつ適正な利用を促進していくことが望まれるところである。

溶融固化物の有効かつ適正な利用を促進していくためには、再生の段階において、その利用についても十分留意してこれを行うことが重要である。

このため、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」(平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知。以下「508号通知」という。)において、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」を示し、その実施の促進についてお願いしてきたところである。

今般、日本工業規格A5032(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ)及び日本工業規格A5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)が制定されたことから「508号通知」を見直すこととした。

貴職におかれては、下記事項にも留意のうえ、別添の「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」に基づく適正な再生利用の実施の促進が図られるよう、貴管下市町村を指導されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

おって、「508号通知」は廃止する。

記

市町村が溶融固化した溶融固化物であって、別添の「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」中の溶融固化物に係る目標基準に適合するものにつき、市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合には、当該利用は、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い、個別の用途に対する利用価値及び市町村の意思に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的に利用価値が認められ、なおかつ確実に当該再生利用に供されるものであることから、廃棄物の処分に該当するものではないとして差し支えないこと。ただし、この場合、市町村においては、溶融固化物の利用に関する内容を施工条件として設計図書に明示するなど、溶融固化物の適正な利用について十分な配慮を行うこと。

また、路盤材及び加熱アスファルト混合物用骨材並びにコンクリート用溶融スラグ骨材に用いる場合は、それぞれ日本工業規格A5032又は日本工業規格A5031への適合性について、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく認証を受けることが望ましいこと。

(別添)

一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針

1 趣旨

溶融固化とは、燃焼熱や電気から得られた熱エネルギー等により、焼却灰等の廃棄物を加熱し、超高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させるとともに、無機物を溶融した後冷却してガラス質の固化物(以下「溶融固化物」という。)とする技術であり、重金属の溶出防止及びダイオキシン類の分解・削減に極めて有効である。

溶融固化物については、その品質が確保されれば、路盤材やコンクリート用溶融スラグ骨材等に利用することが可能であり、その利用を適切に進めることは、最終処分場の延命化を図るうえでも極めて重要である。

しかしながら、焼却灰等は鉛等を含有することから、生活環境への不安が溶融固化物の適正な利用を阻害する一因にもなっている。また、溶融固化物の安定的な利用先が確保されないことが、溶融固化の実施が進まない要因ともなっている。

このため、本指針は、生活環境の保全の観点から、溶融固化物の利用についても十分留意しつつ、一般廃棄物の溶融固化の実施に当たり遵守することが望ましい事項を定め、これに基づく溶融固化物の適正な再生利用の実施に資することを目的とする。

2 溶融固化物の用途

溶融固化物の用途としては、以下のようなものが考えられる。

- (1) 路盤材(下層路盤材、上層路盤材)、加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) コンクリート用溶融スラグ骨材(コンクリート二次製品用材料含む。)
- (3) 埋め戻し材、路床材等

3 溶融固化物に係る目標基準

溶融固化の実施に当たっては、再生により得られる溶融固化物の利用についても十分留意することが重要であり、その利用により土壌や地下水の汚染等を生じることのないよう、その安全性が確実に確保されなければならない。

このため、生活環境の保全及び利用する用途に応じ要求される品質の観点から、溶融固化を行うに当たり満たすことが望まれる基準として、溶融固化物に係る目標基準を定めるものとする。

なお、この目標基準は、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)や土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく指定区域の指定に係る基準等を考慮して制定された日本工業規格と同レベルのものであり、これを満たせば当該用途に用いる場合において安全と考えられるものである。今後、溶融固化物の製品としての規格が変更された場合や用途がさらに拡大された場合等にあっては、用途に応じた見直しを検討するものとする。

- (1) 路盤材、加熱アスファルト混合物用骨材
日本工業規格A5032に適合していること。
- (2) コンクリート用溶融スラグ骨材
日本工業規格A5031に適合していること。

(3) 埋め戻し材、路床材等

日本工業規格 A 5 0 3 2 の 4 . 2 (有害物質の溶出量と含有量)の基準に適合していること。この場合において、有害物質の溶出量及び含有量についての試験方法及び検査は、日本工業規格 A 5 0 3 2 の 5 (試験方法)及び 6 (検査)によること。

また、利用に当たっては、用途に応じて、強度、耐久性等の品質も満たす必要がある。

4 再生に関し、遵守すべき留意事項

- (1) 溶融については、あらかじめ対象となる廃棄物の溶融点を計測した上で、溶融炉内の温度を概ね 1 2 0 0 以上の高温条件下に保つことにより行うこと。
- (2) 溶融に伴い生じるばいじんについては、セメント固化等による無害化やいわゆる山元還元などにより適正に処理すること。
- (3) 溶融固化物の冷却を水冷方式により行う場合には、冷却水の温度、pH、水量、水質等を適切に管理するとともに、冷却水の適正な処理を行うこと。
- (4) 排ガスについては、バグフィルター等の高度の機能を有する排ガス処理設備により処理すること。
- (5) 溶融固化物の品質を安定させるため、焼却灰とばいじんの割合を均一化するなど、廃棄物の成分に留意すること。
- (6) 溶融固化物の安定的な利用先の確保に努め、適正な保管量を超えることのないよう留意すること。また、溶融固化物の利用先の確保については、土木部局等の関係部局とも密接な連携を図ること。